【空き家を買いたい方向け】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| １ | 空き家バンクを利用したいのですが、どのような手続きが必要ですか？ | 空き家バンクに利用登録する必要がありますので、下記書類を提出ください。・伊達市空き家バンク利用登録申請書（様式第５号）・本人確認書類（免許証など）のコピーまた、すでに見学したい物件が決まっている場合は、あわせて利用申請書も提出をお願いいたします。・伊達市空き家バンク利用申込書（様式第８号）※申込書内の利用登録番号は市で発番するため、空欄としてください。 |
| ２ | 物件の見学の日程調整はどうなりますか？ | 市は伊達市空き家バンク利用申込書（様式第８号）を受理した後、それぞれ以下のとおり対応いたします。【直接型の場合】市から物件を登録した方へ連絡いたしますので、当事者間で日程調整を行ってください。【間接型の場合】市からその物件を担当する不動産業者へ連絡いたしますので、申込者と不動産業者にて日程調整を行ってください。なお、当日に見学を行うことはできません。 |
| ３ | ホームページで「交渉中」になっている物件は申し込みできますか？ | 申し込みは可能です。ただし、交渉は先着順でご案内しているため、申込み後すぐに見学することはできません。また、先に交渉していた方が成約となる場合があります。 |
| ４ | 空き家バンクの物件を購入して、事業に利用することは可能ですか？ | 空き家バンクは、移住・定住を希望される方に対して、空き家を住まいとしてご紹介している制度です。飲食店、会社の事務所、社宅など個人の住居として利用されない方は、空き家バンクを利用できません。 |
| ５ | 売買価格は土地と建物を合わせた値段ですか？ | 土地と建物を合わせた値段です。ただし、不動産業者へ仲介を依頼している物件には、別途法定の仲介手数料を支払う必要があります。 |
| ６ | 購入する際、市からの支援制度はありますか？ | 空き家バンクの登録物件を購入した方を対象に、物件の改修費を補助する「伊達市空き家バンク改修補助金」があります。https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/11/29946.html# |
| ７ | 物件の外観をみたいので、地番を教えてください。 | 物件所在地は、所有者の方の個人情報となりますので、HP掲載以外の情報をお伝えすることはできません。当該物件を指定した空き家バンク利用申請書を提出後に、お伝えすることができます。 |